平成２２年（フ）第７６９７号
大阪市住之江区西住之江１丁目３番２―402号　金子方
債務者　酒巻　公子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７２１号
大阪府茨木市学園町３番５―203号
債務者　山元　昭子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７４３号
大阪市大正区小林西２丁目５番18号
債務者　毛利　輝美
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７５１号
大阪市東淀川区相川３丁目12番２―410号
債務者　久田　和子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７７４号
大阪市都島区中野町３丁目11番33号　第二ロックマンション105号
債務者　加藤トミエ
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８０５号
大阪市平野区加美北５丁目６番52―312号
中山方
債務者　宮武　照子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８５４号
大阪府茨木市新郡山１丁目31番405号
債務者　小谷　明子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８５９号
大阪市西淀川区姫里１丁目４番７号　月野木文化103号
債務者　増田志保利（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８６５号
大阪府守口市南寺方中通３丁目14番12号
債務者　平山タツ子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８７０号
大阪府堺市美原区今井415番地45
債務者　柚木　和子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８７１号
大阪市東住吉区今川６丁目２番23―507号
債務者　滝本こと　瀧本　泰博
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８７４号
大阪市住之江区平林南２丁目９番１―407号
債務者　小倉　正弘（旧姓住田）
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８７９号
大阪市城東区成育４丁目29番19号　エスポワール関目405号
債務者　宮城　正奉
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８８３号
大阪府枚方市招提大谷３丁目32番８号
債務者　岡田加代子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５１号
埼玉県越谷市北越谷３丁目２番１号　ジュネパレス20―102号
債務者　濱井和佳子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５５６号
埼玉県八潮市八潮１丁目１番地１　クレセントハイツ103号
債務者　菅原　　慶
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５５７号
埼玉県八潮市八潮１丁目１番地１　クレセントハイツ103号
債務者　菅原　知美
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係